

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

結果公表

株式会社H i S C

2024年5月7日

次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるよう行動計画を策定した。	
項目	内容
計画期間	令和3年5月1日～令和6年4月30日
目標1	産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
〈対策〉	<ul style="list-style-type: none">法に基づく諸制度の調査。制度に関する資料を作成し社員に周知する。
〈実績〉	<ul style="list-style-type: none">法制度や社内制度をまとめたチラシを配布。対象者となる社員へは個別に制度詳細を説明。
目標2	計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。 男性社員：計画期間中に1人以上取得すること。 女性社員：取得率を75%以上にする。
〈対策〉	対象となる社員に育児休業取得の奨励。
〈実績〉	男性社員：100%(2名取得) 女性社員：100%(2名取得)
目標3	年次有給休暇の取得の促進のための措置を実施。
〈対策〉	<ul style="list-style-type: none">年次有給休暇の取得状況を把握。社内の情報管理ツール(Backlog)に有給残日数を掲示して社員に公開。上長が毎月管理して年次有給休暇取得を促す。年次有給休暇取得状況の確認・対策の見直し。
〈実績〉	取得日数の少ない社員とその上長には個別に声掛けを行った。 夏季休暇や年末年始などの前後に有給休暇を取得するよう推奨し、実際に取得に結びつけた。